

(別冊)

# 個人課税事務提要

(事務手続編) 事務運営指針

平成21年6月

国税庁 個人課税課

## 【第10章 調査事務】

### ○ 第7節 実地調査

#### 6 実地調査

##### (4) 調査の実施上の留意事項

##### ハ 処理に当たっての留意事項

##### (ⅴ) 非違内容の説明

実地調査において非違を把握した場合は、納税者等（当該実地調査に係る税務代理を行った関与税理士等がある場合における、当該関与税理士等を含む。）に対して、非違の内容及びその金額を十分に説明する。

##### (ⅵ) 修正申告のしよう等

原則として、非違を把握したすべての実地調査事案について、納税者に対して修正申告又は期限後申告（以下「修正申告等」という。）のしようを行う。

なお、修正申告等のしようを行う際は、「修正申告等について」（個③303）を交付し、修正申告等に伴う法的効果について確実に教示するとともに、しよう及び教示を行った年月日、場所、相手方等を「調査事項等兼チェックシート」に記載する。

また、青色事業専従者給与の金額が従事する内容等がらみて相当と認められる場合において、青色事業専従者給与に関する明細書に記載された給与の金額を超えている場合は、変更届出書の提出のしようを行う。

### ○ 第9節 その他

#### 2 調査結果の通知

実地調査の結果、調査年分のすべての年分において、申告是認処理を行う事案のうち、更正・決定や修正申告・期限後申告のしようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して何らかの指導事項があるものを除き、何らの非違が認められない事案に係る納税者に対しては「調査結果についてのお知らせ」（個③308）を送付する。

なお、指導事項があるものは、納税者に指導内容の説明を十分に行うほか、調査が終了した旨を明確に伝えた上、個人調査決議書にその指導事績等を明記する。

平成 年 月 日

### 修正申告等について

○ 修正申告書又は期限後申告書（以下「修正申告書等」といいます。）を提出したときは、その修正申告又は期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）により納付すべき本税の額のほか、過少（無）申告加算税又は重加算税及び延滞税が課される場合があります。

○ 修正申告書等を提出したときは、その修正申告等により納付すべき本税の額は、その修正申告書等を提出した日までに納付しなければなりません。

なお、過少（無）申告加算税又は重加算税及び延滞税が課される場合には、過少（無）申告加算税又は重加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに、延滞税についてはその修正申告書等を提出した日までに納付しなければなりません。

○ 修正申告書等を提出したときは、その修正申告等に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税又は重加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。

○ 修正申告書等の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告等により新たに確定した部分の本税の額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書等の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

(裏面)

過少(無)申告加算税又は重加算税及び延滞税について

過少(無)申告加算税又は重加算税について

次に該当する場合には、加算税が課されます。

- 過少申告加算税  
修正申告(当初申告が期限後申告の場合を除く。)により納付すべき税額から、1万円未満を切り捨てた金額に10%を乗じた金額が5千円以上の場合
- 無申告加算税  
期限後申告又は当初申告が期限後申告である修正申告により納付すべき税額から、1万円未満を切り捨てた金額に15%を乗じた金額が5千円以上の場合
- 重加算税  
所得金額や税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づいて過少申告若しくは期限後申告又は申告をしなかった場合、修正申告又は期限後申告により納付すべき税額から、1万円未満を切り捨てた金額に過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税が課され、過少申告加算税に代えて課せられる場合には35%、無申告加算税に代えて課せられる場合には40%を乗じて計算した金額に相当する金額が5千円以上の場合

延滞税について

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

納付すべき本税額 (1万円未満の端数 切捨て) <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 7.3% <small>(注) 2</small>	×	期間(日数) 法定期限の翌日 から完納の日ま での日数 <small>(注) 3</small>	=	延滞税の額 (100円未満の端 数切捨て) <small>(注) 4</small>
---	---	--	---	--	---	---

365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1 ~ 12/31)で次の割合を適用することとなります。
- (1) 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行の定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合。
  - (2) 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。  
なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。  
くわしくは、税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が千円以上であり、かつ、百円未満の端数があるときは、その百円未満の端数は切り捨ててください。

(納税地)	□□□□-□□□□
(氏名)	

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
税務署長  
財務事務官 国

調査結果についてのお知らせ

税務につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、あなたの \_\_\_\_\_ 税 ( \_\_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 税の確定申告書) について、調  
(自 \_\_\_\_\_ ~ 至 \_\_\_\_\_ 課税期間分の確定申告書)

査を実施いたしましたところ、現在までの調査の結果によると、問題とすべき事項はなく、

適正な申告と認められましたので、お知らせします。

なお、今後とも、適正な申告と納税にご協力をお願いいたします。

担当者	
-----	--

電話 \_\_\_\_\_  
内線 ( \_\_\_\_\_ )

## 調査結果についてのお知らせ

### 1 作成目的

この通知書は、調査の結果、是正すべき事項がないと認められる事案について、その旨を書面により通知することで、納税者の申告納税制度に対する理解を一層深めるとともに、調査等に当たっての納税者の適正な協力を促し、もって申告納税制度の一層の充実・発展に資することを目的として作成する。

したがって、本通知を行うことにより、じ後の調査に制約を及ぼすものではない。

### 2 留意事項

この通知は、実地調査の結果、調査対象税目すべてについて、更正・決定や修正申告・期限後申告のしようようを行わず、かつ、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存（以下「備付け等」という。）について指導すべき事項もない事案のような、何らの非違も認められない事案に限り、納税者本人に対して行う。

なお、本通知は、それまでの調査の結果を通知するものであって、じ後の再調査により遡及して是正することもあり得ること及び保存期間を経過していない帳簿書類の保存が引き続き必要であることを、併せて説明することに留意する。

また、実地調査の結果、更正・決定や修正申告・期限後申告のしようようには至らないが、じ後の申告についての指導を行った事案、納税者が適切に収支内訳及び取引内容の開示や帳簿書類・証拠資料等の提示を行わない事案、帳簿書類の備付け等についての指導を行った事案等については、本通知の対象とならないことに留意する。

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財 務 大 臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めて

いくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(参考)

○中央省庁等改革基本法〔平成10年6月12日法律第103号〕《抄》

(内部部局及び外局)

第十六条 省略

2～5 省略

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 省略

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三・四 省略

7 省略